

2017年7月28日

各位

会社名 住友商事株式会社
代表者 代表取締役 社長執行役員 CEO 中村邦晴
(コード番号 8053 東証第1部)
問合せ先 広報部長 新森 健之
(Tel: 03-5166-3100)

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、2017年7月28日開催の取締役会において、当社取締役及び執行役員に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の割当に関する事項を決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び執行役員の報酬と、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との価値共有を高めることを目的として発行するものであります。

2. 新株予約権の名称

住友商事株式会社 第12回新株予約権（株式報酬型）

3. 新株予約権の総数

1,370個とする。このうち、取締役に割り当てる新株予約権の個数は、391個とする。

(新株予約権1個につき、当社普通株式100株。ただし、4.に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 137,000株とする。このうち、取締役に割り当てる新株予約権の総株式数は、39,100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整する。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

5. 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否
新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
6. 新株予約権の発行日（割当日）
2017年7月31日（以下「割当日」という）
7. 新株予約権の割り当てを受ける者
当社の取締役（取締役会長及び社外取締役を除く）及び執行役員 計36名に割り当てる。
8. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数に乗じた金額とする。
行使価額は1円とする。
なお、当社が新株予約権発行後に時価を下回る価額で株式を発行する場合、又は株式分割若しくは株式併合を行う場合であっても、行使価額の調整は行わない。
9. 行使期間
当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間とする。
10. 行使条件
 - ① 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、9. に定める権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅する。
 - (i) 新株予約権者が、在任中に禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (ii) 新株予約権者または新株予約権者の法定相続人が、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
 - ② 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定は認めない。
 - ③ 新株予約権の相続は、新株予約権者の法定相続人に限りこれを認める。当該法定相続人は、新株予約権者の死亡後6ヶ月間に限り、当該新株予約権を行使することができる。
 - ④ 新株予約権の行使は、割り当てられた新株予約権を整数個の単位で行使するものとする。
11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

1 2. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

1 3. 新株予約権の取得条項

新株予約権者が、上記10. ①のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

1 4. 組織再編等に伴う取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4. に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記9. に準じて決定する。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記11. に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得条項

上記13. に準じて決定する。

⑨ その他の新株予約権の行使の条件

上記10. に準じて決定する。

15. 新株予約権証券

当社は新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

16. 新株予約権の行使による払込取扱銀行

株式会社三井住友銀行 東京営業部
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号

17. 行使請求受付場所

住友商事株式会社
東京都中央区晴海1丁目8番11号

18. 一単元の株式の数

100株

以上